

医療と介護連携シート取扱要領

つがる西北五広域連合つがる市民診療所

趣旨

医療と介護連携シート（以下「連携シート」という。）は、つがる市民診療所（以下「市民診療所」という。）が在宅医療を提供する上で、居宅介護支援事業所及び関係機関と対象者の医療や介護の情報を共有し、緊密な連携の下に適切な医療やケアを提供するためのものである。

対象者

この連携シートを活用する対象者は、つがる市において介護保険サービスを利用している方で、次のいずれかに該当する方とする。

- (1) 現在市民診療所に通院している方で、比較的病状が安定しており、本人または家族が在宅医療を希望し医師が可能と判断した方
 - (2) 現在他医療機関へ通院されている本人または家族が在宅医療を希望する方
ただし、この場合市民診療所を受診し医師が可能と判断した場合
 - (3) どこにも通院していないが、本人または家族が在宅医療を希望する方で、市民診療所を受診し医師が可能と判断した方
- * いずれの場合も通院することが客観的に困難と認められる方を優先する。
 - * 在宅医療を円滑に提供していくため、市民診療所から片道16Km以内の地区の方を対象とする。

使用方法とルール

(1) 情報提供をする場合

ア 市民診療所から居宅介護支援事業所等への情報提供

連携シート（様式2）に医療に関する情報を記入し、利用している居宅介護支援事業所等へ在宅医療・介護連絡票（様式3）はFAX、連携シートは郵送する。

イ 居宅介護支援事業所等から市民診療所への情報提供

在宅医療情報提供書（様式1）及び連携シート（様式2）に介護に関する情報を記入し、市民診療所に在宅医療情報提供書はFAX、連携シートは持参若しくは郵送する。

なお、市民診療所では受診歴の有無により次のいずれかの取り扱いとする。

(a) 市民診療所に通院中の場合

市民診療所で当該対象者の在宅医療の可否を判断し、結果を在宅医療情報提供書（様式1）の返信欄に記入し情報提供元へ返信する。

(b) 他医療機関に通院されている場合

対象者の介護に係る状態やサービスの内容を確認し、在宅医療が可能と見込まれる場合は、在宅医療情報提供書（様式1）の返信欄にかかりつけ

医療機関への受診勧奨（かかりつけ医への相談）の返信をする。

*かかりつけ医が可能と判断した場合、かかりつけ医からの診療情報提供書を持参し市民診療所を受診し、医師が可能と判断した場合在宅医療・介護連絡票（様式3）で情報提供元へ連絡する。

（c）どこにも通院していない場合

対象者の介護に係る状態やサービスの内容を確認し、在宅医療が可能と見込まれる場合は、市民診療所への受診勧奨の返信をし、市民診療所を受診した上で医師が可能と判断した場合在宅医療・介護連絡票（様式3）で情報提供元へ連絡する。

（2）在宅医療を実施することとなった場合

適切な医療とケアを提供するため、情報提供で使用した連携シートは訪問診察・訪問看護及びケースカンファの資料として使用するものとする。

記入方法

- （1）チェック項目にない情報は、特記事項に記入すること。
- （2）分からない場合は、特記事項に不明と記入すること。
- （3）「その他」や「一部介助等」にチェックがはいった場合は、詳細を特記事項に記入すること。

個人情報の保護

- （1）連携シートには、対象者等の身体機能等、数多くの個人情報が含まれているため、取り扱いには最大限の注意を払うこと。
- （2）連携シートの記入及び送付に当たっては、事前に必ず本人や家族に趣旨をよく説明し、本人または家族の同意を得ること。（市民診療所の訪問看護において当該同意書を受けるので口頭でよい。）

市民診療所の窓口

地域連携室 ☎0173-42-3111 F A X 0173-42-1516